## 平成 23 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(国土交通省)

制度	名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の拡充・ 延長
税	目	所得税
	特別償 延長	振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る 即制度を拡充の上、2年間延長する。 :・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 :・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する (情報サービス業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット 附随サービス業、コールセンター) ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)
要		
望		
Ø	租税特点	別措置法第12条第1項の表の第1号イ 別措置法施行令第6条の3第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第 びに第7項第1号及び第3号
内		
容		
		平年度の減収見込額 ▲14.9 百万円 (制度自体の減収額) (▲900 百万円の内数)

		(1) 政策目的				
彩		道等の交通・	に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水 生活基盤の整備と並行して製造業、旅館業等を振興することによ			
彭	ž		の向上、雇用の場の確保等を通じた地域の活性化を図る。			
		(2) 施策の必要 半島地域は	<sup>安性</sup> 、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れて			
拉		いるなど不利にて他の地域と	、三万を海に囲まれ、千地に思まれり、国工の軒線軸から離れて な条件を抱えているため、産業基盤及び生活環境の整備等につい 比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速し活力が失われて			
冇	Ē	きている。				
X	ζ		地域は、農地、森林、漁場からの豊かな農林水産資源や、景観・ の観光資源に恵まれており、国民経済の健全な発展、国民の福祉			
14	t	の向上等を図る	る上で重要な役割を有している。			
延	<u>£</u>		新成長戦略において、地域活性化の切り札として、豊かな地域資   観光の振興、農林水産業の6次化等による成長産業化、情報通信			
長	Ę	技術の更なるたところである	利活用による IT 立国の推進が、目指すべき方向として打ち出される。			
を	<u> </u>	他地域との交流	まえ、半島地域の特性を活用した地域経済を支える産業の創出、 流の促進により、地域住民の所得水準の向上、雇用の場の確保等			
业	<b>,</b>		自立的発展促進するため、現行の特別償却制度を延長するととも   として農林水産物等販売業及び情報サービス業等の追加、旅館業			
要	Ē		区要件の廃止が必要である。			
ع	•					
す	-					
8	>					
理	E					
d	3					
今		政策体系	・半島振興法第 16 条(租税特別措置法の定めるところにより、 半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとす			
		における	る) ・政策評価体系			
回		政策目的の 位 置 付 け	政策目標: 7 都市再生・地域再生等の推進			
の			施策目標: 26 都市再生・地域再生を推進する			
_		政策の	・半島地域の交流人口を増加させること。			
要		達成目標	交流人口: 平成 17 年度対比 102% (平成 22 年) 			
望	合	租税特別措				
1=	理 性	置の適用又   は延長期間	2年			
関	1-	同上の期間	・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。			
連		中の達成 目 標	交流人口: 平成 17 年度対比 102% (平成 22 年)			
廷			半島地域の交流人口は、制度創設時の数値(昭和 60 年 113,690 千人)から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の			
す		政策目標の	影響もあり、直近値(平成 20 年)は 133,986 千人、平成 17 年 度対比 98.9%となっている。2年後に平成 17 年度対比 102%			
る		達成状況	の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光 業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措 置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。			

	T .	
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成 23 年度:適用見込み件数 72 件 平成 24 年度:適用見込み件数 69 件 (いずれも法人税分を含む。)
効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場産品の加工等による高付加価値や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	<ul> <li>特別償却(法人税) (租税特別措置法第 45 条第 1 項の表の第 1 号イ、第 68 条の 27、同法施行令第 28 条の 9 及び第 39 条の 56)</li> <li>買換特例(所得税、法人税)(租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の第 9 号、同法第 37 条の 4、同法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 9 号、同法第 65 条の 9、同法施行令第 25 条第 12 項第 2 号ハ、同法施行令第 39 条の 7 第 6 項第 2 号ハ)</li> </ul>
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・半島らしい暮らし・産業創出事業経費 62 百万円 (平成 22 年度当初、国費)
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	・半島振興に係る上記予算措置は、NPO、地縁組織、地域住民等の活動主体に対する地域活動への支援を通じた調査、その他半島振興法の施行上必要な調査を行うものである。一方、税制特例は法人・個人を対象に、その産業活動を活性化させるための優遇措置を設けるものであり、上記予算措置とは対象者、対象活動共に性格が異なる。よって、これを代替するものではなく、税制特例と予算措置が半島振興法の下で総合的に補完し合いながら半島地域の活性化を図るものである。
	要望の措置の 妥 当 性	実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置として的確かつ効果的な手段である。また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	平成19年度:適用57件 減収額 652百万円 平成20年度:適用69件 減収額 760百万円 平成21年度:適用53件 減収額 1,065百万円 (いずれも法人税分を含む。)
までの租税特別措置の適用実績と効	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	工場等の新規立地件数は、平成 17 年(86 件)から平成 20 年(93 件)まで 80~90 件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値(平成 21 年度)は 47 件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は 21.4%(平成 19 年度)から 44.7%(平成 21 年度)に向上していることから、現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度となっている。また、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。
用実績と効果に関連す	前回要望時 の達成目標	・半島地域の所得水準を向上させること。 ・半島地域の工業の集積を進めること。 ・半島地域の財政力を向上させること。 ・半島地域の交流人口数を増加させること。

前か度にな理時成標いの由	半島地域の交流人口は、前回要望時の数値(平成18年)が138,525千人であったのに対し、直近値(平成20年)は133,986千人となり、現状では目標を3.3%下回っているが、災害に伴う幹線道路交通の遮断や、宿泊施設やテーマパークの閉鎖、現一方観光客の減少といった理由によるものであることから、講じる必ずある。なお、他の目標については以下の状況となっている。・半島地域における工場等の新規立地件数は、前回要は明値(平成21年度)は47件と減少に転じている。・半島地域の市町村の財政力指数の平均は、前回要望時の数値(平成21年度)は47件と減少に転じている。・半島地域の市町村の財政力指数の平均は、前回要望時の数に平成18年度)が0.39(全国平均:0.46)であったのにおり、平成18年度)が0.39(全国平均:0.52)と依然格達が、きい。・半島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要であり、計算のは、147万円)であり、計算のでは、109万円(全国平均:147万円)であり、計算のでは、109万円(全国平均:1511円)となっており、得水準の向上が見られる一方で、財政には、109万円(全国平均に対したなのによが見られる一方で、財政の住民1人当たりには、109万円(全国平均に対したなが、対したなのには、指置の延長及び業種拡大によりに表した格差を解消するとのには、措置の延長及び業種拡大による産業振興策の拡充が必要である。
これまでの 要 望 経 緯	(製造業) 昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2,4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度:適用期間の2年 延長 (旅館業) 平成17年度:創設 平成19,21年度:適用期間の2年延長

## 平成 23 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設·<u>拡充</u>・延長)

(国土交通省)

制度	名	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の拡充・ 延長
税	目	法人税
要	特別償金	振興対策実施地域における、製造業及び旅館業の用に供する設備に係る即制度を拡充の上、2年間延長する。 : ・機械・装置 10/100(旅館業を除く)、建物・附属設備 6/100 : ・対象業種に農林水産物等販売業及び情報サービス業等を追加する (情報サービス業等:有線放送業、情報サービス業、インターネット 附随サービス業、コールセンター) ・旅館業に係る過疎地域に類する地区の要件を廃止 (現行で過疎地域に類する地区の要件があるのは旅館業のみ)
望		
Ø	租税特别	引措置法第45条第1項の表の第1号イ、第68条の27 引措置法施行令第28条の9第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第 7項第1号及び第3号、第39条の56
内		
容		
		平年度の減収見込額 ▲13.5 百万円 (制度自体の減収額) (▲900 百万円の内数)

		(1) 政策目的					
亲		道等の交通・	に基づき、半島振興対策実施地域において、半島循環道路、下水 生活基盤の整備と並行して製造業、旅館業等を振興することによ				
討	<b>发</b>		の向上、雇用の場の確保等を通じた地域の活性化を図る。				
	•	(2) 施策の必   半島地域は、	要性 、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れて				
扨		いるなど不利で他の地域と	な条件を抱えているため、産業基盤及び生活環境の整備等につい 比較して低位にあり、人口減少・高齢化が加速し活力が失われて				
<b>3</b>	<b>7</b>	きている。   一方 半島	地域は、農地、森林、漁場からの豊かな農林水産資源や、景観・				
7	ス	歴史・文化等の	の観光資源に恵まれており、国民経済の健全な発展、国民の福祉				
lā	ま		る上で重要な役割を有している。 新成長戦略において、地域活性化の切り札として、豊かな地域資				
延	_	技術の更なる	観光の振興、農林水産業の6次化等による成長産業化、情報通信 刊活用による IT 立国の推進が、目指すべき方向として打ち出され				
Ð	<b>E</b>	たところであ					
	e 他地域との3		まえ、半島地域の特性を活用した地域経済を支える産業の創出、   流の促進により、地域住民の所得水準の向上、雇用の場の確保等   自立的発展促進するため、現行の特別償却制度を延長するととま.				
业		に、対象業種	を図り、その自立的発展促進するため、現行の特別償却制度を延長するととも に、対象業種として農林水産物等販売業及び情報サービス業等の追加、旅館業				
要	•	についての地	区要件の廃止が必要である。				
٤	_						
9	ţ						
7	5						
理	<b>里</b>						
B	þ						
今		政策体系	・半島振興法第 16 条(租税特別措置法の定めるところにより、半島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとす				
		における	る) ・政策評価体系				
回		政策目的の   位 置 付 け	政策目標: 7 都市再生・地域再生等の推進				
の			施策目標: 26 都市再生・地域再生を推進する				
要		政 策 の 達成目標	・半島地域の交流人口を増加させること。 交流人口:平成17年度対比102%(平成22年)				
望	合	租税特別措					
1=	理性	置の適用又は延長期間	2年				
関	1-	同上の期間	・半島地域の交流人口及び宿泊客数を増加させること。 交流人口: 平成 17 年度対比 102% (平成 22 年)				
連		中の達成					
す		政策目標の	半島地域の交流人口は、制度創設時の数値(昭和 60 年 113,690 千人)から長期間着実に増加してきたが、景気低迷等の 影響もあり、直近値(平成 20 年)は 133,986 千人、平成 17 年 度対比 98.9%となっている。2年後に平成 17 年度対比 102%				
る		達成状況	度対比 98.9%となっている。2年後に平成 17 年度対比 102%     の水準を達成することが業績目標となっていることから、観光     業を始め地域産業の更なる活性化に努めていく必要があり、措     置の延長及び業種拡大による産業振興等の拡充が必要である。				
	1						

	T	
有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	平成 23 年度:適用見込み 72 件 平成 24 年度:適用見込み 69 件 (いずれも所得税分を含む。)
効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	当該特例が措置されることにより、企業の新規立地が増加し、当該企業からの税収に加え、地元の雇用の増大、地場産品の加工等による高付加価値や、旅館業の新規立地に伴う地域における観光収入の増大等の、地域経済への効果が見込まれる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	<ul> <li>特別償却(所得税)(租税特別措置法第12条第1項の表の第1号イ、同法施行令第6条の3第1項第1号イ、第2項、第5項第1号、第6項並びに第7項第1号及び第3号)</li> <li>買換特例(所得税、法人税)(租税特別措置法第37条第1項の表の第9号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第9号、同法第65条の9、同法施行令第25条第12項第2号ハ、同法施行令第39条の7第6項第2号ハ)</li> </ul>
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	・半島らしい暮らし・産業創出事業経費 62 百万円 (平成 22 年度当初、国費)
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	・半島振興に係る上記予算措置は、NPO、地縁組織、地域住民等 の活動主体に対する地域活動への支援を通じた調査、その他半 島振興法の施行上必要な調査を行うものである。一方、税制特 例は法人・個人を対象に、その産業活動を活性化させるための 優遇措置を設けるものであり、上記予算措置とは対象者、対象 活動共に性格が異なる。よって、これを代替するものではな く、税制特例と予算措置が半島振興法の下で総合的に補完し合 いながら半島地域の活性化を図るものである。
	要望の措置 の 妥 当 性	実需者のニーズに対応した機械等の新設・増設、旅行者の動向に合わせた宿泊設備の新築等は、社会経済情勢の変化に伴い随時行われるため、数多くの事業者による随時の投資に対応する措置として的確かつ効果的な手段である。また、特例措置の対象を全業種としているのではなく、半島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。
これまでの知	租税特別 措 置 の 適用実績	平成19年度:適用57件 減収額 652百万円 平成20年度:適用69件 減収額 760百万円 平成21年度:適用53件 減収額 1,065百万円 (いずれも所得税分を含む。)
する事項までの租税特別措置の適用実績と効果に	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	工場等の新規立地件数は、平成 17 年(86 件)から平成 20 年(93 件)まで 80~90 件台で順調に推移してきたが、景気の低迷の影響により最新の数値(平成 21 年度)は 47 件と減少に転じた。ただし、全国の新規立地件数も対前年度比でほぼ半減している中、本税制措置の適用件数は安定しており、利用率でみると新規立地件数中の特別償却適用件数は 21.4%(平成 19 年度)から 44.7%(平成 21 年度)に向上していることから、現行措置は企業誘致効果の極めて高い制度となっている。また、特別償却を適用した企業が地元の特産物等を原料に加工工場等を新設し、直接雇用創出につながった事例もあり、現行制度により半島地域の産業活力の維持・向上、他の地域との人やモノの交流の活発化が図られている。
果に関連	前回要望時 の達成目標	・半島地域の所得水準を向上させること。 ・半島地域の工業の集積を進めること。 ・半島地域の財政力を向上させること。 ・半島地域の交流人口数を増加させること。

前回要望時が度を受けるが、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	半島地域の交流人口は、前回要望時の数値(平成18年)が138,525千人であったのに対し、直近値(平成20年)は133,986千人となり、現状では目標を3.3%でロっているが、災害に伴う幹線道路交通の遮断や、宿泊施設やテーマパークの閉鎖に伴う観光客の減少といった理由によるものであることから、講覧の拡充・延長により引き続き目標達成に向けた措置を講じるがある。なお、他の目標については以下の状況となっている。・半島地域における工場等の新規立地件数は、の影響によりは19年度、98件)に対している。・単島地域の市町村の財政力指数の平均は、であったのに、18年度)は47件と減少に転じている。・平成18年度)は47件と減少に転じている。・平成18年度)が0.39(全国平均:0.46)であったのに、おり、中成18年度)は0.40(全国平均:0.52)とは依然格達が、まき島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要望時の数に対け、147万円)で、おりたい。・半島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要望時の数に対け、18年)が96万円(全国平均とは依然格差が大きい。・半島地域の住民1人当たり課税対象所得は、前回要望時の数値に対したもい。109万円(全国平均に対け、18年)が96万円(全国平均とは依然格差が大きい。150年)によるとは依然格差が大きい。
これまでの 要 望 経 緯	(製造業) 昭和61年度:創設 昭和63年度,平成2,4年度:適用期間の2年延長 平成6年度:適用期間の1年延長 平成7,9,11,13,15,17,19,21年度:適用期間の2年 延長 (旅館業)平成17年度:創設 平成19,21年度:適用期間の2年延長